

平成 1 9 年 第 7 回
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

平成19年第7回
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成19年7月10日(火) 午後3時

1. 場 所 箕面市役所 本館3階 委員会室

1. 出席委員 委 員 長 小 川 修 一 君
委員 長 職 務 代 理 者 小 白 石 裕 君
委 員 坂 口 一 美 君
委 員 (教 育 長) 仲 野 公 君

1. 付議案件説明者

教 育 推 進 部 長 森 田 雅 彦 君
子 ど も 部 長 奥 山 勉 君
生 涯 学 習 部 長 井 上 隆 志 君
教 育 推 進 部 総 務 次 長 稲 野 公 一 君
兼 次 長 (教 育 政 策 ・ 学 校 管 理 担 当)
兼 学 校 管 理 課 長
教 育 推 進 部 次 長 若 狭 周 二 君
(学 校 教 育 ・ 人 権 教 育 担 当)
兼 学 校 教 育 課 長
教 育 推 進 部 次 長 森 井 國 央 君
(教 職 員 ・ 教 育 セ ン タ ー 担 当)
兼 教 職 員 課 長
子 ど も 部 総 務 次 長 兼 次 長 中 村 信 隆 君
兼 子 ど も 家 庭 相 談 室 長
兼 子 ど も 家 庭 相 談 室 課 長
生 涯 学 習 部 総 務 次 長 兼 次 長 黒 崎 敏 孝 君
教 育 政 策 課 長 向 井 裕 彦 君
人 権 教 育 課 長 笹 川 実 千 代 君
教 育 セ ン タ ー 所 長 真 鍋 あ け み 君
子 ど も 政 策 課 長 長 沢 均 君
子 ど も 支 援 課 長 水 野 賢 治 君
幼 児 育 成 課 長 千 葉 亜 紀 子 君
子 ど も 部 専 任 参 事 津 田 善 寿 君
(幼 稚 園 担 当)
子 ど も 家 庭 相 談 室 専 任 参 事 小 川 衛 子 君
生 涯 学 習 課 長 小 西 敏 広 君
生 涯 学 習 課 参 事 河 原 弘 明 君
生 涯 学 習 部 専 任 参 事 黒 田 正 記 君
(生 涯 学 習 事 業 担 当)
中 央 図 書 館 長 大 浜 訓 子 君
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 吉 田 卓 司 君

1. 出席事務局職員

教 育 政 策 課 長 補 佐 小 山 登 志 子 君
教 育 政 策 課 森 貴 美 君

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 箕面市適応指導教室設置要綱改正の件
- 日程第 3 平成20年度(2008年度)使用箕面市立小学校用及び中学校用教科用図書採択の件
- 日程第 4 箕面市教育委員会事務局職員の分限休職処分の件
- 日程第 5 箕面市通園通学区域審議会諮問に係る一部修正の件
- 日程第 6 平成19年第6回箕面市教育委員会定例会会議録の承認を求める件
- 日程第 7 教育長報告

(午後3時開会)

委員長(小川修一君) : ただ今から、平成19年第7回箕面市教育委員会定例会を開催します。議事に先立ちまして、事務局に「諸般の報告」を求めます。

(事務局報告)

委員長(小川修一君) : ただ今の報告のとおり、本日の出席委員は4名で、本委員会は成立しました。

委員長(小川修一君) : それでは、日程第1、「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第4条第2項の規定に基づき、委員長において仲野委員を指定します。

委員長(小川修一君) : 次に日程第2、議案第27号「箕面市適応指導教室設置要綱改正の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育センター所長に求めます。

教育センター所長(真鍋あけみ君) : 本件は、箕面市適応指導教室推進委員会の委員構成の見直しに伴い、箕面市適応指導教室設置要綱の規定を整備するため、本要綱の一部改正を提案するものです。

委員長(小川修一君) : この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

教育長(仲野公君) : 箕面市適応指導教室の事業の概要の説明をしてください。

教育センター所長(真鍋あけみ君) : 主に不登校の子どもの教育相談や学校に登校できない子どもの指導にあたっています。教育センター

相談員が相談業務を担当し、担当指導主事、フレンズ担当教諭、有償ボランティアで、月曜日以外の日で開設しています。平成18年度は、小学生が1人、中学生が延べ24人で、電話相談、訪問相談も含めて、来所の回数は、1,131回となっています。

委員長（小川修一君）： 相談内容について、傾向としては、どのような相談が多いのですか。

教育センター所長（真鍋あけみ君）： 不登校の相談がほとんどです。学校に行けないが、家に引きこもってはいないということで、相談や訪問等に対応しており、内容については、なかなか友達になじみにくいとか、集団行動になじみにくいという相談が多いようです。

委員長（小川修一君）： 相談に来る人はどのようなルートから来るのですか。学校からの推薦、或いは、相談室があることを知って訪ねてくるのですか。全体的な傾向はどうですか。

教育センター所長（真鍋あけみ君）： 学校を通じての来所が多いです。それ以外は、ほとんどありません。

委員長（小川修一君）： 相談に行く場合、子どもが直接行くことは少ないと思うのですが、どうですか。

教育センター所長（真鍋あけみ君）： 相談者別でいいますと、児童・生徒が全体の8割近くを占めています。子どもだけでということではなく、保護者とともに、或いは、学校を通じて、来所での相談もともに行われていることも多くあります。フレンズの保護者懇談会も開いています。

委員（白石裕君）： 不登校の一番の原因はどこにあるのでしょうか。また、箕面市ではフリースクールは認めていないと聞いたことがあるのですが、そうすると公の機関が、このような不登校の子どもたちを引き受けることになると思うのですが、不登校の子どもたちは、学校に戻る割合が非常に少ない。初めは保健室登校で、それから通常の教室に入る状況のようですが、学校への復帰の割合はどのくらいでしょうか。適応指導教室の効果はどのようなものでしょうか。

教育センター所長（真鍋あけみ君）： 不登校の原因は、非常に多様なものがあると思います。少なくとも、フレンズに来ている子どもたちは、引きこもりの状態ではなく、学校へはなかなか行けない状況です。フレンズは、学校に復帰することを目指して、運営しています。復帰率については、昨年度でいいますと、中学3年生が多かったので、高校等へ進学しています。中には、小学校の時から来ていて、中学校にも少しは通うこともできるようになったのですが、また、フレンズに

戻ったという例もあります。復帰率の数字は持ち合わせていません。

委員（白石裕君）：引きこもりではなく、むしろ、学校に「行けない」のではなく、「行かない」子どもが増えているということですか。最近はいませんが、昔は、登校拒否という言葉を使っていました。昔は、学校に「行けない」ということから、登校拒否という言葉が出て、その後、「行かない」ということになって問題が深刻になってきたと思うのですが。

教育推進部次長（若狭周二君）：集団生活の問題があります。学校に要因がある場合もありますし、家庭生活の問題もありますので、学校に「行きたくても行けない」ことがあります。箕面市では、学校に積極的に「行かない」ということはありません。

委員（坂口一美君）：提案理由に「委員構成の見直し」とありますが、もう少し説明してください。

教育推進部次長（稲野公一君）：今までは、第9条2項の第3号に「教育推進部学校教育課長」として、委員構成の中に入れていましたが、委員から削除させていただいたこと。あとは、「萱野中央人権文化センター」を「人権文化センター」と読み替えることや「教育センター所長」の前の「教育推進部学校教育課」の文言を削除させていただくなどの文言整理です。

委員長（小川修一君）：ほかに、何か意見、質問はありませんか。

委員長（小川修一君）：ないようですので、議案第27号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）：次に、日程第3、報告第28号「平成20年度（2008年度）使用箕面市立小学校用及び中学校用教科用図書の採択の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部学校教育課長に求めます。

学校教育課長（若狭周二君）：本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第6号の規定により、平成20年度使用小学校用及び中学校用教科用図書に関して採択を行うため提案するものです。ただし、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条第1項の規定により、平成19年度と同一の教科用図書を採択するため提案するものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員（白石裕君）：市の全体として、1冊の教科書を指定するのですね。別の地域なのですが、なかなかそれが難しく、地域によって、需要やニーズやレベルが違うため、どの教科書を選ぶか大変苦労すると聞きました。一般的に考えると、真ん中の水準辺りで教科書を選ぶのかと思うのですが、いかがですか。レベルの問題について、基準があるのであれば、教えていただきたいと思うのですが。

学校教育課長（若狭周二君）：採択基準については、大きく3点あり、1点目は、地域や生徒の実態に応じた最も適切な教科用図書を採択すること、2点目は、大阪府が提示する小中学校用教科用図書選定資料を活用すること。さらに、以上の採択基準とは別に、今回でしたら、平成15年12月の一部改正学習指導要領で示す基準を超えた発展的な学習内容についての観点を選定資料に盛り込むこと、以上の3点で、レベルという観点ではなく、採択基準を設けています。

委員（白石裕君）：確認しますが、中学校用の教科書の発展学習について、新しく盛り込んでいますが、それを取り入れた教科書がこの中に入っているのですか。

学校教育課長（若狭周二君）：そのとおりです。

委員長（小川修一君）：レベルの観点も採択の審議で、なくはなかったと思うのですが。小学校の場合は、平成17年に採択を決めていますね。小・中学校ともに今年使っている教科書と変わらないですね。

教育推進部長（森田雅彦君）：教科書採択の手順については、見本本が各教科書会社から教育委員会に送付されます。それを基に、4月に、教科別に採択にあたっていただく委員を各先生方から選出するとともに、校長先生や教頭先生も入っていただき、管理職と教科担当の先生3名の4名一組で調査し、だいたい8社ほどあるうちの3社に絞って、特によいところを拾い上げ、調査をした結果を教育委員会に報告いただきます。これをベースに、教育委員会委員さんにすべての見本本に目を通していただいたあと、2日間ほどかけて、論議いただき、最終、教育委員会会議で審議いただき、箕面の子どもたちにとってふさわしい教科書を決めています。毎年8月31日までに大阪府教育委員会に報告しなければならないので、今の時期、7月の教育委員会会議定例会で、そのことを確認して、府に報告しています。一度採択した教科書は、4年間使うことが基本となっています。

委員長（小川修一君）：ほかに、何か意見、質問はありませんか。

委員長（小川修一君）：ないようですので、議案第28号を採決しま

す。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

(" 異議なし " の声あり)

委員長(小川修一君) : 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

委員長(小川修一君) : 次に、日程第4、報告第30号「箕面市教育委員会事務局職員の分限休職処分の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

教育政策課長(向井裕彦君) : 本件は、かねてから病気休暇中の職員について、引き続き病気療養の必要があるため、地方公務員法第28条第2項第1号の規定により、分限休職処分を発令したものです。なお、この発令について、教育委員会会議を開催するいとまがないと委員長が認めたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時代理を行いましたので、報告するものです。

委員長(小川修一君) : この件に関して、何か意見、質問はありませんか。

委員(坂口一美君) : 今年度に入ってから、この案件の処分が多いと感じるのですが、それぞれ個々の事情があると思うのですが、職員の状況が何かあるのか教えてください。

教育政策課長(向井裕彦君) : 教育委員会事務局に所属している職員がかなり多いので、報告する回数も多くなっているのではないかとということで出現率としては、持ち合わせていません。

委員長(小川修一君) : 当該の件については、やむを得ざるものであるとはっきりしているのですね。

教育長(仲野公君) : 件数が多いと感じるという点については、交通事故により、同一の職員が、何回も報告にあがっている状況もあります。しかし、私が気になるのは、複数の職員が精神的な悩みと申しますか、うつ状態によって、休みに入っていることもありましたので、気になっている状況です。

委員(坂口一美君) : 休職処分については、ホームページ等でも公開されていると思うので、数字にするとはっきりと、昨年度よりは多いと感じます。個々の理由はあると思うのですが、そのあたりの把握をお願いします。

委員長(小川修一君) : ほかに、何か意見、質問はありませんか。

委員長(小川修一君) : ないようですので、報告第30号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

(“ 異議なし ” の声あり)

委員長(小川修一君) : 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

委員長(小川修一君) : 次に、日程第5、報告第31号「箕面市通園通学区域審議会諮問に係る一部修正の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

教育政策課長(向井裕彦君) : 本件は、平成19年5月31日に開催されました平成19年度第1回箕面市通園通学区域審議会に対し、とどろみ幼稚園、止々呂美小学校及び止々呂美中学校の通園通学区域について諮問したところです。しかし、その諮問理由の中で特認校制度導入について、止々呂美地域の住民等から導入すべきとの意見があるという表現をしていましたが、それについて、止々呂美地域で説明会を行ったところ、地域としての正式な意見ではないとのご指摘を受け、表現に齟齬があることが判明したことから、特認校制度の導入の是非についての審議をいただくよう、理由を修正したものです。なお、この修正について、教育委員会会議を開催するいとまがないと委員長が認めたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時代理を行いましたので、報告するものです。

委員長(小川修一君) : この件について、経過を説明してもらいましたが、地域として異論があったということですね。

教育推進部総務次長(稲野公一君) : 5月31日に1回目の通園通学区域審議会を開催して、5月の教育委員会会議で承認いただいた諮問をさせていただき、それに基づいて、6月14日に第1回の地元説明会を開催したところ、通園通学区域審議会での諮問書の諮問理由として、地元がこぞって、特認校導入を期待している、希望しているという表現になって諮問されているが、地元としては、そのような意見も一部はあるかもしれないが、総意としてそのようなことを決議したこともないし、正式な決定ではないのではないか、地元が望んでいるような諮問はおかしいのではないかとご指摘をいただきました。我々のそのあたりの認識が間違えており、そのような声があったことは事実ですが、地域総意のことではなかったとお詫びを申し上げて、修正を考えたいということで、持ち帰りまして、先ほど説明したような形で、7月3日の第2回の通園通学区域審議会でも修正させていただきました。地域の認識と我々の認識にだいぶ違いがあったということです。

委員長(小川修一君) : 特認校制度を取り入れるにあたって、地域としては、どのようなことにストップをかける意見が出てきたのですか。

教育推進部総務次長（稲野公一君）：もう少し、地元の人に特認校のメリット・デメリットや教育委員会として導入する必要性を早くから勉強会のような情報提供などで、地元の皆さん、特に、PTAの皆さんと話し合いをすべきであったのではないかと。そのあたりが、不安の最大の理由になっており、唐突にこの件を出したとの受け止め方をされてしまい、我々は、今まで、特認校制度導入のような声が出ていましたので、地元では、好意的にとらえていただいているという点が違いました。それと、府下でも特認校制度を導入しているところが5校ありますが、そこで、メリットもありますが、わざわざ遠いところまで学校に来るというのは、特別な課題みたいなものがあるのではないかと、今までの止々呂美の良さが崩れるのではないかとかの不安材料についても、ゆっくり勉強したり、協議する時間も不十分ではないかと、非常に不安がられており、改めて、いろんな話し合いとか、QA方式でいろいろご質問もいただいた中で、他校のメリットの状況やデメリットを克服する対応の仕方とか、いろいろと何度も話し合いをしながら、皆さんにも、特認校の良さや小中一貫教育を更によいものにするために、今回、特認校制度の活用をしてはどうかとご説明を繰り返ししています。当初よりは、一定の理解を得て来ているのではないかと、結論はまだまだこれからですが、ご理解をいただく努力は引き続きやっています。

委員（白石裕君）：小中一貫校プラス特認校ということで、いろいろ不安に思っている方がたくさんおられるようですが、特認校の良さを充分理解してもらえそうな点、他の大阪府下の5校の事例を見て、メリットや考えないといけないところがあるとすればどういう点ですか。

教育推進部総務次長（稲野公一君）：府下で、特認校制度を導入しているのは5校で、共通するのは、どこの学校も廃校や、複式学級になる恐れなど、非常に小規模特認校ということで、過疎地の学校ばかりですので、地域として、学校を存続、或いは、単式学級の維持が背景に大きなものがあり、他の地域に児童・生徒を求めたところ、大勢来ていただいたので、学校としてはそのようリスクが回避されたというのが、大きなメリットとしてあげられています。ただ、止々呂美の学校の場合は、これから水と緑の健康都市の分譲が進んでいきますので、それが若干前提が違いますが、児童・生徒を確保して、教育をよりよいものにしていくとか、学校の中に活性化や刺激が増えたということが、一つ大きなメリットだといわれています。今回、地元の皆さんが非常に不安に思っているのは、希望された方を面接だけ

してすぐ受け入れるというだけではなく、例えば、運動会やクリスマス会や授業見学など、保護者を含めて地域の皆さんと一緒に交流みたいなことも含めて、子どもさんも、あらかじめ学校の様子をしっかりと見ていただく、或いは、教育理念などの説明を聞いていただき、保護者も子どもさんもじっくりと考えていただく。学校側も、PTAの協力や教育活動に対する協力や関心などを、あらかじめお互い確認したうえで受け入れていく様にされており、そのことによって、ともに、子ども同士も一方通行で特認校に通わせているだけではなく、相互に交流ができたりとか、お互いに理解が進んでクラスが活性化したりとか、そのような効果につながっているなどいろいろお聞きしており、そのようなよい部分を止々呂美でも導入して、保護者の皆様の不安にも対応していくということを考えています。

委員（白石裕君）： 特認校制度について、私の知っている限りでは、昭和40年代の初めに札幌市が導入しています。大阪でしたら、河内長野に比較的歴史のある特認校があると聞いています。札幌の例を見る限りは、子どもたちに評判がいいのですね。やはり、自然を生かし、町の学校とは違う良さがある。少人数学級ですし、先生方の目もよく行き届くということです。ただし、札幌市教育委員会は、地域の子どもたちプラス他地域からと選んでいるようです。その辺りの配慮がものすごく大事です。それがうまくいかないといろいろトラブルがあるみたいで、50年の歴史がありますので、情報を集めていただいて、どのような課題があったかなど、検討していただくといいかと思えます。

委員（坂口一美君）： 今後、審議会を進めるうえで、地元の意志決定の確認が必要となってくると思うのですが、そのあたりの見通しについて、説明してください。

教育推進部総務次長（稲野公一君）： これまでの地元での説明会の経過から説明します。1回目として、6月14日の夜に、PTAの方も夜間ですので、来たいけど来られない人もだいぶあったようですが、地域の皆さん、約30人ほど集まっただき、止々呂美小学校で開催させていただきました。そのときに先ほどの案件でありました、諮問文の修正など、いろんな指摘をいただきました。また、6月18日の昼間に、夜の説明会には出席しにくいというPTAの保護者の方を中心とした説明の場を持たせていただいて、その後、地域全体の説明会としては、特に、6月14日と6月18日の2回の説明会でいろいろと疑問、心配やご意見をいただいたものについて、説明する場として、2回目の地元説明会を6月25日に開催しました。それと併せて、

P T Aの皆さんは、アンケートをされて、紙で更に疑問、質問をたくさんいただきましたので、7月2日に2回目のP T Aの説明会をさせていただきます。全体で4回、地元で、特認校のメリットや教育委員会としての考えなど、話し合いの場を持ちました。その中で、いろいろな意見、経過について、また、諮問書がおかしいのではという話から、特認校の良さをもっと教えてほしいとか、いろんな角度から意見が毎回出ますので、議論が整理できないということもあり、昔、学校の建設の計画を進めているときには、学校の建設のプロジェクト会議を地元で立ち上げていただいております、自治会やP T A、子ども会などの各種団体の代表の方での検討組織を作っていたので、今回、特認校や学校教育全般、いろんな課題になっていることについて、地域で代表者による検討組織を立ち上げていただけないかをお願いをしました。それについての話し合いを7月5日にさせていただいたところ、そのような代表組織を作って、集中的に整理をしながら、議論を効率的にやっていくことについて、みなさんご賛同いただき、今の予定では、7月20日にその組織の1回目の会議を持とうというところまで合意に至っています。今後は、全体の説明会ということではなく、代表者による検討組織の中で、今の諸課題について、効率的に議論と審議をいただき、一定の方向性を見いだしていただきたい。また、決まったことについては、地域の皆さんに説明するような場を持ち、20年4月から、特認校として、小中一貫校としてやっていくのであれば、8月いっぱいを目処に地元としての意志決定はお願いしたい。そうでないと、時間がないまま進めると、せっかくやってもほかの地域の皆さんが検討する時間や、先ほどいいましたような、面談や学校の交流、体験などの時間が十分とれないので、8月ぐらいまでにいずれか方針を固めていただきたいということも、申し上げており、地元としても、まとめに向けて、課題整理、或いは、意見集約をやっていこうとしていただいている方向です。

委員（坂口一美君）：これはお願いなのですが、私も今まで、通学区域審議会や、P T Aの立場で給食の民間委託の件などいろんなところで関わってきましたが、この小中一貫校の件に関しては、平成16年度からすでにスタートしているものであって、地域住民の方や保護者、子どもたちの目線に立って、最終的にそれが良いものであったとしてもきちっとして理解が必要だと思うのです。ですから、情報提供とか、話し合いの場を多く設けるとか、もう少し丁寧な対応が必要ではなかったかと思うので、今後進めるうえで、時間に追われるのではなく、保護者の意向などを聞いていただく時間をとっていただきたいと

思いますので、よろしく願いいたします。

教育推進部長（森田雅彦君）：この特認校制度というのは、小中一貫教育をより教育効果を高めるためにということで、事務局で、昨年一年かけて、いろんな情報を集め、まとめてきたのですが、やはり、地元の方にももう少し早く説明をしておくべきだったと思っています。説明会でもありましたが、地元の方からも「特認校制度に反対しているのではなく、その制度がどんなところにあるのかなど、制度そのものについて、自分たちで、きちっと理解して、考えていきたい。」ということです。PTAでもアンケートをとられました。そのことに対しても、丁寧に説明はしてきていますが、PTAご自身でもいろいろと情報を集められて、勉強会、学習会をされています。そのような場にも要請がありましたら、事務局としても出向いて、説明をしていきたいと思っています。今後、検討チームを立ち上げていただきますので、一定方向性を出していただいて、よりすばらしい学校を作り上げるためにいろんな意見をお聞きしながら、この制度の導入について、考えていきたいと思います。

委員長（小川修一君）：特認校制度のみならず、今、我々が取り組もうとしている、小中一貫教育の根本精神のしっかりしたところを据えなければいけないし、これがただ単に止々呂美地区だけではなく、全市的な取り組みとして、教育委員会がこのことを推進していますが、今後も精密な計画性、緻密な運びの仕方を我々心しなければならぬと思います。この特認校制度についても、掘り下げた形で、課題が何か、メリットが何かをはっきりさせながら、当該の地域、学校だけではなく、全市的に、これを理解して推進していくことが大事かと私は思いますので、よろしく願いいたします。

委員長（小川修一君）：ほかに、この件について、何か意見、質問はありませんか。

委員長（小川修一君）：ないようですので、報告第31号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

委員長（小川修一君）：次に、日程第6、報告第32号「平成19年第6回箕面市教育委員会定例会会議録の承認を求める件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部総務次長に求めます。

教育推進部総務次長（稲野公一君）：本件は、去る6月12日に開催

されました平成19年第6回箕面市教育委員会定例会会議録を箕面市教育委員会会議規則第4条の規定により提案するものです。

委員長(小川修一君) : この件に関して、意見、質問はありませんか。

委員長(小川修一君) : ないようですので、報告第32号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

(“異議なし”の声あり)

委員長(小川修一君) : 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

委員長(小川修一君) : 次に日程第7、「教育長報告」を議題とします。教育長に報告を求めます。

教育長(仲野公君) : (議案書37頁により報告)

まず、7月は、「社会を明るくする運動強調月間」でありますし、「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」でもあります。この間、警察署をはじめ、青少年を守る会など関係者の協力のもと、登校指導や、街頭啓発に取り組んでいます。さらに、7月は、学校園では、1学期のまとめの月でありますので、先日の校長会では、夏休み期間中の生徒指導など、注意喚起をお願いしたところです。次に、先月の委員会でも報告しました、「はしか」の発生について、その後、一部、小学校でも発生がみられましたが、保健所及び医師会など関係機関の指導を仰ぎ、対応してきました。現時点では、大きな問題もなく収束の方向に向かっていることを報告します。次に、教育基本法の改正に伴う関係3法の改正案が、先月20日に国会で可決されました。これにより、教育制度そのものが、大きく改革されると思いますので、国の動向など情報収集に努めて、教育委員会や学校現場とも十分に協議、検討して、適宜適切な対応をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

萱野小学校の校庭の一部芝生化について

緑化推進の一つとして、取り組んでいます校庭の一部芝生化について、昨年度の豊川北小学校に続き、今年度は、萱野小学校で取り組むこととして、6月21日に地域の皆さんで構成されています、校庭緑化委員会の皆さんや、昨年度に引き続き、ご寄付いただいた、ソロプチミストの皆さんと、5,6年生の児童とともに、1千㎡あまりに植え付けを行いました。併せて、ベランダにプランターを置いて、アサガオを植え付けるなど、緑の絨毯、緑のカーテンとして、取り組んでいることを報告いたします。

平成19年第2回箕面市議会定例会について

6月4日から26日までの会期で開催されまして、提案された案件はすべて議了され、承認、可決されました。一般質問では、「生活の中の

安心・安全とは」の質問の中で、学校給食についての法的根拠を質され、継続実施する旨の内容で質問があったところです。

また、夏の主な行事として、箕面手づくり紙芝居コンクールの最終審査が、7月14日土曜日にメイプルホール小ホールで、子どもを育てる大人たちの学習会も同じ日にグリーンホールで開催されます。恒例のジュニアソフトボール大会は、8月4日、5日に市民野球場で開催されます。さらに青少年海外体験交流事業は、今年45名の応募に対し、15名を選考し、21日から30日にかけて、ニュージーランド、ハット市に派遣することを決定しています。

委員長（小川修一君）： この件に関しまして、何か質問、意見等はありませんか。

委員長（小川修一君）： ないようですので、以上をもちまして、本日の会議日程は終了しました。各委員から何か教育行政に係ることで意見交換、質疑応答の時間とします。

委員長（小川修一君）： 今日、小中一貫教育の中身について、少し確認しておきたいと思います。この箕面で、小中一貫教育を進めることはかねてから全市的に周知のことですが、それは府内でも初めての、施設一体型の教育推進で、これは、止々呂美小・中学校を移転、新設して行うのですが、現況を確認しておきたいと思います。最初に、この小中一貫教育は、止々呂美地区、水と緑の健康都市に開校の施設一体型で取り組んでいます。現在の進捗状況を簡潔に説明してください。

教育推進部次長（若狭周二君）： 今年、小中一貫教育実務者会議を設置して、森町の施設一体型の小中一貫校の具体的なイメージ、どのような教育課程を組んでいくのか、どのような目標を持っていくかということを中心に論議をし、原案を作成しています。同時に、止々呂美小・中学校以外には、校区連携型の小中一貫教育を進めていきますので、箕面市全体についての検討も実務者会議で進めているところです。

委員長（小川修一君）： 小中一貫教育実務者会議のメンバーは、どのような方ですか。

教育推進部次長（若狭周二君）： 森井教育推進部次長をリーダーとして、教育センターの所長、止々呂美小・中学校の教頭1名、教育センターの指導主事1名、今年度から小中一貫教育専任指導主事として、学校教育課と教育センターを兼務している指導主事1名、合計5名で進めています。

委員長（小川修一君）： それは、この4月からスタートしたのですか。

教育推進部次長（若狭周二君）： この4月からスタートして、週に1。

5日集中的に協議を進めているところです。

委員長(小川修一君) : 議論の中身については、現在どのような感じですか。

教育推進部次長(若狭周二君) : まず、今年、小中一貫教育のパンフレットを作りましたが、この中身について、平成18年度までの研究成果の整理整頓を行いました。パンフレットの内容について、実務者会議でさらに検討を重ねて、この5月22日に全教職員に配布しました。現在、箕面市の小中一貫教育の推進に関わって、基本的な考え方の整理、各教科カリキュラムの案の作成、とりわけ、テーマ「ふるさとみのお」について箕面の環境、福祉、文化、伝統、歴史、国際理解等さまざまな観点からふるさとを見ていこうというカリキュラムの原案を作っています。また、一番大きな点は、小中一貫教育推進校区会議を設置することです。各中学校区ごとの小中一貫教育を推進するためのポイントの会議になるのですが、その準備会の企画運営をしています。また、教職員の全体研修会について、今年も小中一貫教育をテーマとしますが、その中身についても実務者会議で検討協議をしているところです。

委員長(小川修一君) : カリキュラムについても検討されているということですが、カリキュラムの土台になっているのは、指導要領になると思うのですが、その関係はどのようになるのですか。この実務者会議の中でどのようなスタンスで取り組んでいるのですか。

教育推進部次長(若狭周二君) : 箕面市では、学習指導要領を当然、ふまえますので、根本的なカリキュラムの入れ替えは行っていません。一つは指導方法の工夫改善について議論しています。よく、小中のスムーズな接続と申しますが、私たちは、前期・中期・後期と考えており、中期におけるスムーズな接続として、小学校5年、6年、中学校1年の時の指導方法の工夫改善でどのように教えていけば、つまりきにより少ないかを議論しています。

委員長(小川修一君) : 生活指導や、生徒指導の面ではどのようなことが考えられていますか。

教育推進部次長(若狭周二君) : 当然、学習指導、生徒指導が両輪です。生徒指導については、従来の箕面市については、「小中連携」という財産があります。これをふまえて、今までは「小中連携」「小小連携」でしたが、これからは、「小小中連携」として、中学校区一帯となって、子どもたちの育ちと学びをはぐくんでいこうとの視点で見えていますので、生徒指導に関しても「小中連携」から「小小中連携」へと考えています。例えば、第六中学校区ですと、東小学校と豊川北

小学校に入っただき議論していこうと考えています。

委員長(小川修一君) : 地域性というものを尊重しながら、小中の一体化を考えているのですか。

教育推進部次長(若狭周二君) : 当然、地域に根ざした学校という大きな目標がありますので、地域の実情に応じた、各中学校区に応じた小中一貫教育を進めていきたいと思っています。

委員長(小川修一君) : ハード面の進捗状況については、どうですか。

教育推進部総務次長(稲野公一君) : 5月から基礎工事として、体育館もプール棟も校舎棟も一斉に工事が始まっており、1階の基礎部分のコンクリート打設ぐらいができたところですが、秋になりますと内装にかかっていくと聞いており、順調に進んでいます。

委員長(小川修一君) : ほかの委員の皆さんはいかがですか。

委員(白石裕君) : 今、教育改革として、形を変えて進んでいる状況ですね。学習指導要領についても遅くとも、あと2、3年後には、ゆとりの教育から確かな学力へと内容が変わってきますが、今まで積み上げてきた、9年、10年間のやり方の修正が迫られます。そうすると、小中一貫教育のあり方も当然変わってこざるを得ない状況ですね。それをふまえて、学習指導要領に即、従うことが、妥当か妥当でないかということもあろうかと思うのですが、うまくいくように、非常に、考えなければならないことだと思います。余計なことですが、義務教育の年限が、教育基本法から外されて、9年間、学校教育に移りました。ということは、非常に可変的な要素を含んでいます。義務教育というものが、先の話ですが、ひょっとして、高等学校までいく、あるいは、幼稚園から義務化されるかもしれない。いろんな含みがあります。そのような流れで、小中一貫教育をふまえていく必要があるのではないかと。固定的に進めていくと、あとで身動きがとれない状況になる。高校の義務教育化がされるかもしれない。あるいは、幼稚園の義務教育化されるかもしれないことも射程の中で、カリキュラムや体制を柔軟に考えていく必要があるのではないかと思います。

委員長(小川修一君) : 指導要領とカリキュラムの問題がぶつかることも時には、あるかもしれない。そのような課題も含めたうえで考えていく必要が、あると感じましたが。

教育推進部長(森田雅彦君) : 小中一貫教育については、止々呂美は施設一体型で、他は中学校区をベースとして、連携型で進めようとしております。現在、いろんな教育課題があります。不登校やいじめの問題、学力の問題、体格や脳の発達からみても成長が早くなっていることで、小学校6年と中学校3年という枠がどうだろうというこ

とも、文部科学省、或いは、中央教育審議会の中でもいろんな角度から意見が出ています。今回の教育改革が進められる中で、そのことについてもふれられると思いますが、当面の課題として、そのような課題をいかに解決していくか。特に、小学校の6年間と中学校の3年間の繋ぎの部分で大きないろんな課題が出てきている。小学校から中学校に進んだら、生徒指導上の問題が中学生になったときにたくさん起こる。或いは、学校に行けない、不登校の問題も大変増えてくる。ですから、すべての問題が解決できるわけではないと思いますが、この小中一貫教育を進めることで、それらの課題解決を少しでも前に進められる手だての一つになるのではないかと考えています。質面の教育を大きく変える一つの方策になるのではないかと考えています。これは、教育委員会事務局だけでできることではありませんので、先生方にも、昨年度夏の全体研修会で、一定の考え方をお示しし、理解を得ています。また、カリキュラムの編成にあたっては、教科ごとに、小学校5、6年生、中学校1年生を中心に、全員の先生方に関わっていただき、見直しを進めている状況です。国では、学習指導要領も平成20年には改訂の方向で動いていますので、制度が変わるかもしれませんが、変わっても十分に対応できるように、見直しを進めていったらいいということだと思いますので、今のところは、止々呂美の施設一体型小中一貫校をパイロット校として、そこの良さを他の中学校区でも広げていけたらと思います。これまで、中学校区でも「すこやかネット」として、でいろんな取り組みをしてきていただきました。今でも中学校区の連携会議をして、情報交換しています。今までの積み重ねてきた財産を大事にしながら、さらに、小学校と中学校、小学校と小学校のつながりをもう少し強めていこうという内容ですので、ご理解いただきたいと思います。

教育長（仲野公君）： 昨年末に教育基本法が改正され、それに関連する教育3法が6月の国会で可決されたということで、いよいよ教育制度そのものが、大きく変わる時代を迎えていると私自身認識しています。例えば、学校教育法の一部改正されたことにより、今の義務教育9年間となっていますが、これが前倒しになるのか、後ろに遅れるのか、こういう話も出てきていますし、特に、子どもを教える教職員の資質向上が大きな課題となっていることで、教職員の免許法に基づいて、更新制度を取り入れることで、その更新も10年ごとに区切って、30時間の講習を受けていただく、その受講料を誰が負担するのか。今、国では、自己負担という話も出ています。そうやってきますと、教職員の体制も変わってくることで、これからほんとにここ2、3年

で教育制度そのものが大きく変わる時代ですので、この箕面市の取り組みもうとしていきます、小中一貫教育も併せもって、新しい時代にふさわしく、情報収集して、遅れることなく、適宜適切な教育を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員（白石裕君）：小中一貫校での免許状の問題はどうか。つまり、小学校でも中学校でも教える。理想としてはそうですが、分断されていますね。例えば、中・高の先生が、小学校でも教えることができる免許が、今、とれるようになっていますが、そのようにやっていかないと分断されたままです。教師間の連携も授業等々で考えていかなければならないと思うのですが、どうですか。

教育推進部次長（森井國央君）：おっしゃるとおりで、連携をしていると思えば、小・中の先生方の交流が一番ポイントになってくると思います。今、府下でも、「いきいきスクール」という制度があって、小学校の先生が、中学校で指導する。中学校の先生が、小学校で指導する。そのような人事交流の制度を「いきいきスクール」といっています。本市でも、第二中学校と萱野小学校で、時間数は多くないですが、双方の先生が、双方の学校に行って、指導までいかななくてもチームティーチングみたいな形で関わったりとか、止々呂美も、「いきいきスクール」として、ほとんどの先生方を兼務発令して、交流ができるようにしています。また、今年、小学校、中学校に初任者が一人ずつ入りました。その初任者についても、小・中免許を持っている方に積極的に行っていただくように考えています。

委員長（小川修一君）：この件は、掘り下げれば、もっと奥の深いところがたくさんあると思うのです。課題もありますし、進め方についても研究しなければならないこともあります。ただ、スタートが平成20年4月と時限がありますので、可能な限り万全を期したいと教育委員会として考えています。大げさに言えば、箕面市の教育の命運をかけてというぐらいの気持ちでこの制度について推進を深めていかなければならないと思っています。

委員長（小川修一君）：あと、事務局から「その他教育行政に係る報告」があれば、申出を受けますがいかがですか。

委員長（小川修一君）：ないようですので、本日の会議は全て終了し、付議された案件、議案2件、報告3件はすべて議了しました。これもちまして、平成19年第7回箕面市教育委員会定例会を閉会とします。

(午後 4 時 2 2 分閉会)

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことをみとめたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

委員長

小川 修一

委員

仲野 公